

公認スポーツ指導者資格義務付けへの対応（達成目標年度）

第3期スポーツ基本計画（第2部 今後取り組むべきスポーツ施策と目標 第3章 今後5年間に総合的かつ計画的に取り組む施策）

(10) スポーツの推進に不可欠な「ハード」「ソフト」「人材」 ③ スポーツに関わる人材の育成と活躍の場の確保	(11) スポーツを実施する者の安全・安心の確保 ① スポーツ指導における暴力・虐待等の根絶
c. スポーツ指導者の育成 [具体的施策] イ J S P Oは、国の支援を受けつつ、<u>N F等が主催する大会において、監督・コーチの公認スポーツ指導者資格の取得を義務付けるとともに、その他の大会や日常的な指導等の場においても、できる限り公認スポーツ指導者資格を有する指導者が指導に当たることを求めるなど、指導者が公認資格を取得することの意義を高めることにより、より多くの指導者が自ら資格取得を目指すような制度設計に取り組む。</u>	[具体的施策] ア 国及びJ S P Oは、スポーツの価値を脅かす暴力、ドーピング、不法行為等をせず、また、行わないように<u>倫理観や規範意識を含めたアスリート等の人間的成長を促すことのできるスポーツ指導者を養成する。</u>

スポーツ文化を豊かに享受するというすべての人々がもつ基本的な権利を保障するためには、
資質能力（思考・判断、態度・行動、知識・技能）を備えた指導者がスポーツ指導にあたるべき

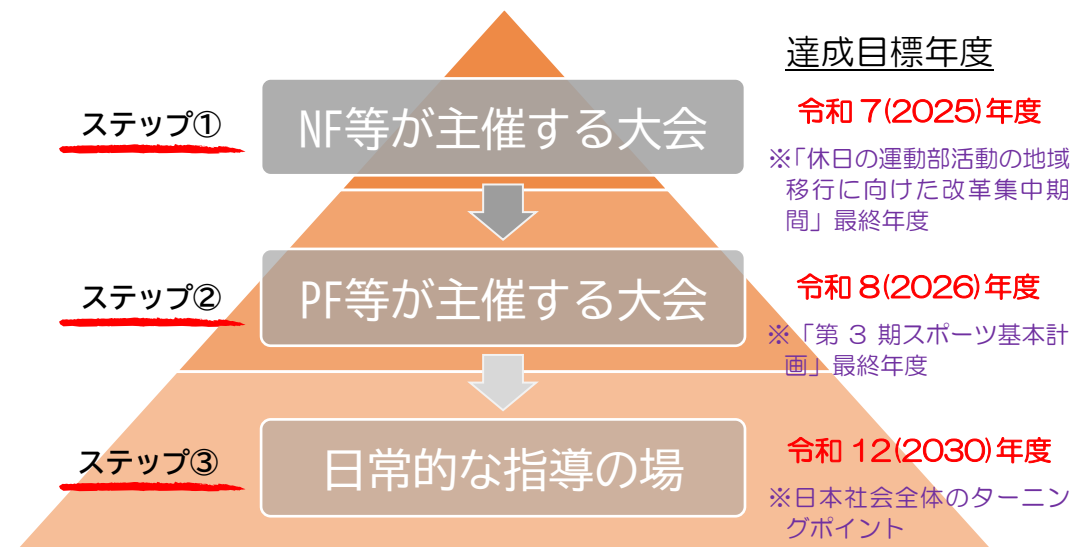
公認スポーツ指導者育成の促進



義務付けへの対応

J S P O は、N F 等と協力して、スポーツ指導に必要な資質能力を備えた公認スポーツ指導者の育成を促進する。

- 中学校等の運動部活動の地域移行に伴って「スポーツ指導者の質の保障・量の確保」が求められていることに鑑み、各地方自治体や大学・専門学校等（UNIVASを含む）における指導者養成の取組との連携を促進。
- 具体的には、所定の基準を満たした講習等の受講者やカリキュラム履修学生が公認スポーツ指導者資格を取得できる仕組の活用を促進。
- 競技を特定しない講習等では、コーチングアシスタント資格、競技を特定している講習等では、コーチ1資格等を取得できるよう、仕組の構築に向けた N F 等との調整と連携先への周知・徹底。



※義務付け対象資格は、競技別指導者資格を基本としつつステップや当該競技における養成・認定状況に応じてコーチングアシスタント資格やスタートコーチ（教員免許状所持者）、スタートコーチ（スポーツ少年団）等も対象とする。
※「日常的な指導の場」での義務付けは、例えば、N F が定める指導者やチーム登録に関する規程等において監督・コーチ等は資格保有者が望ましいといった条文を加えるといった対応を想定。